

国民健康保険の加入手続きについて

- 国民健康保険に加入するときは、健康保険等の資格を喪失した日から 14 日以内に、住所地の市区町村保険年金担当課で届出をしてください。
- 手続きが遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくことになります。（最長 3 年間）また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担となります。

◆下の〈健康保険等資格喪失証明書〉と一緒に持参いただくもの◆

- 委任状（世帯主及び住民票上同一世帯の人以外が届出する場合）
- 各医療証（子ども・障がい者・ひとり親家庭等。家族の人が持っている場合も持参）
- マイナンバーカード、本人確認書類

【口座振替のススメ】 保険税の納付は、便利な口座振替をお願いします。役場窓口で簡単に手続きできます。

◎持参いただくもの・・・キャッシュカード、または通帳と金融機関の届出印

《きりとりせん》

〈健康保険等資格喪失証明書〉

◎必ず証明をする事業所（保険者、勤務先）等で記入してください。

健康保険証の記号番号	記号		番号			
保険者名	全国健康保険協会 支部 健康保険組合 共済組合 国保組合		保険者番号			
被保険者 (会社等に勤務する本人)		住所				
		氏名				
資格喪失者 (健康保険を離脱して国保へ加入する人)	氏名	続柄	生年月日	資格取得年月日 資格喪失年月日	資格喪失の理由	
	本人	本人		年 月 日 年 月 日	1.退職 (年 月 日退職)	
	被扶養者				年 月 日 年 月 日	2.被保険者死亡
					年 月 日 年 月 日	3.扶養非該当 (理由)
					年 月 日 年 月 日	4.その他 (理由)
					年 月 日 年 月 日	5.被保険者が後期高齢者医療制度へ加入

◎健康保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される場合は、この証明書が必要です。

※資格喪失日年月日は退職の翌日になります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

保険者 所在地及び名称
(又は事業所)

代表者氏名

電話番号 () -

印

国民健康保険のしくみ

日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。
(国民健康保険法第2条)

このため職場の健康保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。
(任意継続被保険者や家族の職場の健康保険の被扶養者となる場合を除く)

チョット待った、こんな制度もありますよ!!

◆任意継続被保険者

職場の健康保険に「継続して2ヶ月（共済組合は1年）以上の被保険者期間」がある人が退職した場合、^(注)申し出により、原則として2年以内に限って**今までの保険を継続することが出来ます。**

※ 手続きは、資格喪失日から「20日以内」に加入していた健康保険組合や全国健康保険協会などで行います。

(注) 特定健康保険組合の場合を除く

◆非自発的失業者の保険税軽減

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された人の**保険税が届出により軽減**されます。

- 対象者・・・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として失業給付を受ける人
雇用保険の受給資格者証の離職コードが 11、12、21、31、32（特定受給資格者）または、23、33、34（特定理由離職者）に該当する人 ※離職日時点で65歳以上の人は対象となりません。
- 軽減額・・・軽減対象者の前年の給与を、**100分の30**とみなして保険税の算定を行います。
- 軽減期間・・・離職日の翌日の属する月から翌年度末まで。
- 届出に必要なもの・・・雇用保険受給資格者証

国民健康保険に加入したら・・・

◆所得の申告を忘れずに！

保険税の決定や減額、入院時の食事代、高額療養費の算出にあたっては世帯の所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告などをしていない人がいる世帯は、必ず申告をしてください。世帯の所得合計額が一定基準以下のときには、保険税が軽減される場合があります。

◆保険税は世帯主が納めます

国民健康保険では、保険税を世帯単位で計算し、その納付義務は世帯主が負うことが「法令」で規定されています。これは、医療給付という受益が世帯全体の経済効果となって現われることから、世帯主が納付義務を負うのが妥当と考えられているためです。このため、世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国民健康保険に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

(地方税法第703条の4第1項)

◆特定健診を受けよう

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症リスクを調べます。メタボリックシンドロームが進行すると、動脈硬化などが進み、生活に支障をもたらす病気を発症しやすくなります。特定健診の結果を確認することで、日頃の健康状態や生活習慣を振り返り、病気の“芽”を摘む絶好の機会となります。

また、特定健診の受診率や保健指導の実施率が高いほど、国から市町村へ支援金が交付されます。国保財政が厳しい中、皆さまの保険税の値上げを抑制するための財源にもなります。受診率向上にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。